## 現行法・20年法案・行政不服審査制度の見直しについて(案)の比較(主な項目)

主な項目	現行の行政不服審査法	20 年法案	行政不服審査制度の見直しについて(案)
不服申立構造	・審査請求 (上級行政庁がある場合)	・最上級行政庁(大臣等)への審	・20 年法案と同じ
[2~4頁]	・異議申立て(上級行政庁がない場合)	査請求に一元化	
	※原則として審査請求ができる場合		
	は、異議申立てできない。		
	・例外的に、異議申立てを審査	・例外的に処分庁に対する再調査	・例外的に処分庁に対する再調査の請
	請求に前置	の請求 ※審査請求に前置	求 ※審査請求と自由選択
	・再審査請求 (審査請求の後)	全廃	・再審査請求 ※訴訟と自由選択
審理体制	※審理手続等を行う者について規定	・審査庁に所属する職員のうち、	・審理員については20年法案と同じ。
[5~12頁]	なし(処分に関与した者が審理をす	処分に関与していない者から指	・有識者から成る第三者機関への諮問
	る可能性もあり)	名された審理員が審理	については、設ける案(※ただし、諮問
		・有識者から成る第三者機関に諮	を要しない場合を拡充)及び設けない案を
		問	<b>両論併記</b>
不服申立期間	処分を知った日から 60 日以内	処分を知った日から3か月以内	20 年法案と同じ(6 か月以内とするこ
[12、13 頁]			との可否については更に検討)
行政手続法の改	<del>_</del>	・申請に対する処分を義務付ける	20 年法案と同じ
正等(新たな救		裁決を新設	
済手段を含む)		<b>ʃ・</b> 行政手続法に「処分等の求め」「行	
[14~16 頁]		し 政指導の中止等の求め」を新設力	
裁定的関与	※地方公共団体の処分に対する申立	裁定的関与に係る不服申立てにつ	裁定的関与に係る不服申立てについ
[17頁]	てについて国等が裁決する場合あ	いては、改正前の旧法を適用(新	ても、改正後の新法を適用
	り(裁定的関与)	法の適用は、地方分権の議論を待	
		って対応する趣旨)	
不服申立前置	<行政事件訴訟法の特例>	(特段の措置なし)	特例規定を廃止・縮小
[18、19頁]	※不服審査の後でしか裁判に行けな		
	いとする特例規定が多数の法律に		
	存在(不服申立前置)		